

# 平成25年第1回川崎市議会定例会

## 専決処分報告資料

市長専決処分第6項 訴えの提起について

市長専決処分第6項 和解について

**【まちづくり局】**

## 報告 訴えの提起について

### 1 被告[家賃滞納者及び不法占有者]

	区分	被告の氏名	居住の開始	使用の承継
1	滞納者	***	H 8. 12. 22	—
2	滞納者	***	H16. 7. 11	—
3	滞納者	***	H10. 5. 24	—
4	滞納者	***	H17. 10. 7	—
5	滞納者	***	S 56. 3. 11	H14. 3. 19
6	滞納者	***	S 51. 11. 16	H21. 4. 15
7	滞納者	***	H12. 12. 8	—
8	滞納者	***	H14. 5. 18	—
9	不法占有者	***	H16. 6. 3	—

\* 1 未払月数 1 1 箇月分～4 2 箇月分

\* 2 未払家賃の額 3 6 5, 6 7 7 円～1, 0 7 9, 5 6 0 円

### 2 市営住宅の明渡しを求める対象者

市の納付指導にもかかわらず家賃を納付しない滞納者のうち、家賃を3箇月分以上滞納し、明渡請求以外に滞納解消が図れない者及び市営住宅を不法占有し退去に応じない者

### 3 市営住宅の明渡手続の主な経過

- ・川崎市営住宅等明渡請求審査会に付議し、市営住宅明渡請求予告通知書を送付し、完納しない場合は、明渡しを請求する旨を通知したが、納付がなされなかった。
- ・市営住宅明渡請求書を送付し、賃貸借契約を解除し、市営住宅を明け渡すよう請求した。
- ・退去の意思が認められないことから、建物明渡請求の訴えを提起した。

	予告通知年月日	明渡請求通知年月日	明渡期限	訴え提起年月日
1	H24. 5. 25	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H24. 11. 20
2	H24. 5. 25	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H24. 11. 20
3	H23. 5. 27	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H24. 11. 20
4	H24. 5. 25	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H24. 11. 20
5	H24. 5. 25	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H24. 11. 20
6	H24. 7. 13	H24. 8. 31	H24. 12. 25	H25. 1. 16
7	H24. 7. 13	H24. 8. 31	H24. 12. 25	H25. 1. 16
8	H24. 5. 25	H24. 7. 13	H24. 10. 25	H25. 1. 16
9	H23. 10. 28	H23. 12. 9	H24. 3. 15	H25. 1. 16

# 報告 和解について

## 1 相手方及び和解内容

	相手方	未払状況		支払計画		家賃月額
		未払月数	未払家賃	回数	分割支払月額(内)最終回	
1	***	9箇月分	852,400円	18回	50,000円(2,400円)	51,000円
2	***	17箇月分	450,300円	31回	15,000円(300円)	23,600円
3	***	18箇月分	990,600円	44回	23,000円(1,600円)	27,700円
4	***	14箇月分	204,800円	21回	10,000円(4,800円)	14,800円
5	***	15箇月分	780,000円	39回	20,000円(20,000円)	64,000円
6	***	9箇月分	755,000円	19回	40,000円(35,000円)	93,000円
7	***	28箇月分	1,141,900円	58回	20,000円(1,900円)	79,900円
8	***	10箇月分	910,100円	31回	30,000円(10,100円)	64,600円
9	***	15箇月分	493,000円	33回	15,000円(13,000円)	33,000円
10	***	9箇月分	219,700円	22回	10,000円(9,700円)	34,000円
11	***	20箇月分	603,894円	25回	25,000円(3,894円)	32,200円
12	***	8箇月分	735,100円	30回	25,000円(10,100円)	103,600円
13	***	36箇月分	1,219,000円	61回	20,000円(19,000円)	48,600円
14	***	19箇月分	718,900円	48回	15,000円(13,900円)	17,900円
15	***	23箇月分	487,000円	19回	26,000円(19,000円)	24,000円
16	***	22箇月分	913,900円	37回	25,000円(13,900円)	35,200円
17	***	14箇月分	402,900円	21回	20,000円(2,900円)	30,100円
18	***	21箇月分	523,600円	18回	30,000円(13,600円)	15,200円
19	***	33箇月分	480,119円	25回	20,000円(119円)	15,100円
20	***	28箇月分	1,688,300円	34回	50,000円(38,300円)	67,500円

## 2 即決和解

当事者間の法的な紛争について、合意に達する見込みのあるとき、簡易裁判所に対して、請求の趣旨、原因、争いの実情を示して申し立てを行い、簡易裁判所の仲介によって和解を成立させる手続きである。(民事訴訟法第275条第1項)

和解が成立すると和解調書が作成され、この和解調書の記載は、確定判決と同一効果がある。

## 3 和解理由

相手方は、本件市営住宅の家賃を長期間滞納しており、未払家賃の一括支払が困難であるが、居住の継続を希望しており、即決和解したい旨の申出があったため。

## 4 管轄裁判所

川崎簡易裁判所